

胎内市生涯学習施設整備事業

アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務及び設計業務に係る三者協定書（案）

胎内市（以下「市」という。）は、胎内市生涯学習施設整備事業（以下「本プロジェクト」という。）に関し、「胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務委託」（以下「管理・運営計画策定等業務」という。）の受託予定者である●●●●（以下「管理・運営計画策定者」という。）と、「胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託」（以下「設計業務」という。）の受託予定者である○○○○（以下「設計者」という。）との三者において、次のとおり、本業務の推進に関する三者協定（以下「三者協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本三者協定は、市、管理・運営計画策定者及び設計者が、本プロジェクトの推進に向け、連携して取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、本プロジェクトの推進に係る次の各項の事項について信義に従い、誠実に連携協力するものとする。

- 2 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、市の調整のもと、管理・運営計画策定等業務及び設計業務の委託契約期間が終了する時点までのマイルストーンを設定した全体工程表を作成し、相互の業務進捗に協力するものとする。
- 3 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、市の調整のもと、胎内市生涯学習施設整備基本計画に定める概算事業費に基づき、コスト管理の調整を図るとともに、コストの縮減に努めるものとする。
- 4 市は、設計者が設計業務を行うに当たり、市民及び各関係機関との調整を適切に実施するものとする。
- 5 管理・運営計画策定者は、管理・運営計画策定等業務を行うに当たり、設計業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、設計者と必要な協議を行うものとする。
- 6 設計者は、設計業務を行うに当たり、管理・運営計画策定等業務の進捗に合わせて適切な連携を図り、管理・運営計画策定者と必要な協議を行うものとする。

（役割分担）

第3条 本プロジェクトの推進に際し、管理・運営計画策定者及び設計者は、別紙のとおりそれぞれの業務を実施するものとする。

（秘密保持）

第4条 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、それぞれの業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

- 2 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、それぞれの業務の履行に際して各相手方から受領した情報について、受領した相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又

は三者協定の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、法令等の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合又は市が胎内市情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）に基づき開示する場合は、この限りでない。

（有効期間）

第 5 条 三者協定の有効期間は、本プロジェクトの設計業務が完了するまでとする。

（その他）

第 6 条 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、三者協定の有効期間中、国内の法令を遵守するものとする。

- 2 三者協定に定めのない事項、変更を必要とする事項が生じたときは、市、管理・運営計画策定者及び設計者は誠実に協議し、これを解決するものとする。この場合において、市、管理・運営計画策定者及び設計者のうちいずれかが必要と認めるときは、協議し、解決した内容について書面を取り交わして確認するものとする。
- 3 市、管理・運営計画策定者及び設計者は、三者協定の合意内容を遵守することができない事由が生じ、その破棄を希望するときは、他の二者にその旨を申し出ることができるものとする。
- 4 前項の規定による申出があったときは、市、管理・運営計画策定者及び設計者は誠実に協議し、申出に係る事由がやむを得ないと三者間で合意した場合に限り、三者協定を破棄することができるものとする。この場合において、市、管理・運営計画策定者及び設計者は、自らに損害が生じたときにその賠償を他の二者又は三者のうちいずれか一者に請求し、又は他の二者又は三者のうちいずれか一者の不法行為若しくは債務不履行の責任を問うなど、争うことはしないものとする。
- 5 三者協定に関し疑義が生じた場合には、市、管理・運営計画策定者及び設計者の間で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

三者協定締結の証として、本三者協定書を 3 通作成し、市、管理・運営計画策定者及び設計者の代表企業がそれぞれ記名押印の上、市、管理・運営計画策定者及び設計者の代表企業が各 1 通を保有する。

2026 年（令和 8 年）●月●日

胎内市

新潟県胎内市新和町 2 番 10 号

胎内市長 井畑 明彦

印

（管理・運営計画策定者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

印

（設計者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

印

(別紙)

2026年(令和8年) 月 日

施設管理・運営計画策定者及び設計者構成表

(あて先) 胎内市長 井畑 明彦

[管理・運営計画策定者]

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

印

[設計者]

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名

印

胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務及び設計業務に係る三者協定書第3条の規定に基づく役割分担について、管理・運営計画策定者及び設計者は、次のとおり実施するものとします。

【管理・運営計画策定者】

代表企業(単独企業以外の場合)
所在地又は住所： 商号又は名称： 代表者名： 本事業における役割： ()
構成員(単独企業以外の場合)
所在地又は住所： 商号又は名称： 代表者名： 本事業における役割： ()

構成員（単独企業以外の場合）
所在地又は住所： 商号又は名称： 代 表 者 名 名 称 ；
本事業における役割： （ ）

【設計者】

代表企業（単独企業以外の場合）
所在地又は住所： 商号又は名称： 代 表 者 名 名 称 ；
本事業における役割： （ ）

構成員（単独企業以外の場合）
所在地又は住所： 商号又は名称： 代 表 者 名 名 称 ；
本事業における役割： （ ）

構成員（単独企業以外の場合）
所在地又は住所： 商号又は名称： 代 表 者 名 名 称 ；
本事業における役割： （ ）